

平成 24 年 4 月 2 日
総 務 局

東京都防災会議「地震部会」（第 6 回）議事概要について

1 地震部会の概要

日 時：平成 24 年 3 月 26 日（月） 9：30～11：50

場 所：東京都庁第一本庁舎北塔 33 階 特別会議室 N 1

出席者：平田、中林、佐竹、安田、久田、加藤の各委員

村松総合防災部長、箕輪企画調整担当部長、保家震災対策担当課長ほか

2 議事概要

被害想定の見直しに関し、各委員から下記のとおり意見が出された。

<被害想定結果等について>

- 道路について、橋梁・橋脚などの構造的な被害と、構造的な被害がなくても機能的に支障が生じる場合があることを分けて記載する必要があるのではないか。
- 東京湾北部地震の発生確率ではなく、南関東で発生する M7 程度の地震の発生確率が 30 年以内に 70%であることをきちんと記載する必要がある。
- 液状化危険度の判定は精度よくなされているが、液状化面積率に被害の実態を反映しない方がいいのか。被害の想定に当たっては検討が必要ではないか。
- 出火率をハードウェアでさげることはかなり困難だが、住宅の出火率が非常に大きな被害の要因になっているので、初期消火をどれだけできるかということが実際の対策としては非常に重要となってくる。
- 負傷者では、重傷者とそれ以外で扱いが全く変わってくるので、内訳を明らかにして、負傷者を減らすことができるのか、重傷者を出さないためにはどうしたらいいのかがわかるようにすると効果的な対策につながる。
- 交通機能に対してどういう障害が発生するのかということをまとめておく必要がある。構造的な被害とともに、道路機能としてどういう状況になりそうかということをシナリオにしておくべきではないか。
- 交通渋滞による緊急輸送道路の交通支障は、対策を考えるときには非常に重要なポイントになると思う。
- 帰宅困難者も、延焼被害の状況によっては、広域避難者となる。また、帰宅困難者については、一斉帰宅の抑制が徹底されることで対策が必要な人数が変わると考えられる。

- 火災からの避難もあるが、津波についても、これからは少し考えていく必要があり、避難場所が河川敷や海の近くにある場合は浸水する可能性があることなどについても、定性的に書いておく必要がある。
- 超高層ビルは、倒壊はしないとしても、ビル内部で発生する被害への対策が必要となる。
- 今後も引き続き検討が必要となる項目については、記載しておく必要があるのではないか。